

大規模小売店舗立地法に基づく説明会に替える掲示

建物設置者
株式会社ドミー
代表取締役 竹之内 栄生

地域の皆様におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また日頃は当店舗「ドミー稲熊店」をご利用いただき、また店舗運営にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

さて、この度、当店舗におきまして、開店時刻を午前10時から午前9時に繰り上げる変更を予定しており、大規模小売店舗立地法に基づく変更届出を愛知県にいたしました。

本来であれば同法第7条に基づき、その概要を地域の皆様にお知らせするための説明会を開催させていただくところではありますが、朝1時間の繰り上げであり、通学や通勤の皆様が集中する時間帯には及ばないことから、届出内容を店頭に掲示させていただくことで、地域の皆様へのご説明に代えさせていただく次第でございます。

つきましては、同法施行規則第11条第2項の規定に基づき、その届出内容をここにご案内申し上げます。

届出の概要

名 称：ドミー稲熊店
所在地：岡崎市稲熊町字一丁目130番

1. 変更事項

届出事項	変更前	変更後
開店時刻	午前10時00分 (年間103日 午前9時30分)	午前9時00分
来客が駐車場を利用 できる時間帯	午前9時45分～午後10時00分 (年間103日 午前9時15分 ～午後10時00分)	午前8時30分～午後10時00分

2. 変更する日

令和8年8月1日（届出書に記載した日付であり、準備が整い次第変更予定）

縦覧・意見書提出先 愛知県 経済産業局 中小企業部 商業流通課
名古屋市中区三の丸3-1-2
TEL: 052-954-6338(直通) FAX: 052-954-6925

縦覧・意見書提出期間 令和8年6月26日（金）～令和8年10月26日（月）まで

届出内容に対するお問合せ先
株式会社ドミー 店舗開発部 TEL: 0564-25-2123（平日10時～17時）